

令和6年度

「那覇市高齢者外出支援サービス事業」受託者募集要領

那覇市福祉部ちゃーがんじゅう課

I 事業概要

1 事業名 那覇市高齢者外出支援サービス事業(以下「事業」という。)

2 主催者 那覇市

担当部局：那覇市 福祉部 ちゃーがんじゅう課 在宅福祉グループ

3 受託者

「I 事業概要・II 応募条件等」に合致し、落札した事業者。

4 事業内容

那覇市で決定した市内在住の一般交通機関を利用する事が困難な在宅の65歳以上の方(以下「サービス利用者」という。)に対し、移送用車両を用いて安全に通院等が行えるように支援を行う。

(1)移送範囲について

サービス利用者の自宅から医療機関等へ、または医療機関等から自宅への移送とし、移送範囲は次のとおりとする。

※ 原則として、デイサービス送迎・デイケア送迎等には利用できない。

- ① 那覇市内
- ② 隣接の市町村(浦添市、西原町、南風原町、豊見城市)
- ③ 宜野湾市の沖縄病院、中城村のハートライフ病院、八重瀬町の南部徳洲会病院

(2)受託者が行なう事業内容について

- ① サービス利用者からの利用予約受付、予約管理を行う。
- ② サービス利用者の自宅から医療機関等へまたは医療機関等から自宅へ、移送用車両で送迎を行う。
※ 月曜日～金曜日の午前8時から午後6時までの対応とし、土日祝祭日は除く。
※ 認可運賃(メーター)は利用者が乗車してから開始すること。
- ③ サービス利用者が安全に乗降、移動が行えるように介助を行う。利用者の状況に応じ必要な場合は、ベッド又は居室内から移動介助を行う。
- ④ サービス利用者の身体状況、住環境等により、複数での介助が必要な場合は、複数人体制でサービスの提供を行う。
- ⑤ 移送サービス提供時、サービス利用者へ車イス、ストレッチャー等の無償貸与を行う。
- ⑥ サービス利用者から片道480円(実費相当額)を収受する。
- ⑦ 移送用車両を保有、管理し、常に整備点検を行う。なお、移送用車両の維持管理等に係る費用については、受託者が負担する。
- ⑧ 毎月1回、以下の実績報告書を提出する。実績報告書の様式については、契約時

に定める。

(i) 外出支援サービス事業月別報告書

(ii) 外出支援サービス事業利用者名簿

(iii) 外出支援サービス事業日報

- ⑨ 移送用車両とは、車イス、ストレッチャー対応可能な車両とする。なお、車イス対応型車両、ストレッチャー対応型車両が同一車両である必要はなく、同一車両でない場合は、車イス対応型車両、ストレッチャー対応型車両の両者を有していること。また、移送用車両は、次の機能を有しているものとする。

(i) 車イス、ストレッチャーに乗ったまま車両に昇降できる機能(スロープ、リフト等)を装備していること。

(ii) 車イス、ストレッチャーをしっかりと固定できる機能を装備していること。

※利用者により③～⑤の対応が必要な方がいるが、別途追加料金は発生しないものとする。

(3) サービス利用者について

① 対象者

市内在住の一般交通機関を利用することが困難な在宅の65歳以上の方で那覇市がサービス利用者として決定した者(主に車イス、ストレッチャーでの移送が必要な方)。

※介護度に関わらず、上記の要件を満たした者が利用者となる。

② 実費相当額

片道480円(実費相当額)

※その都度運転手がサービス利用者から収受し、受託事業者の収入となる。

③ 利用回数

月2回まで

(一往復を1回と数えるが、1日に片道しか利用されない場合も1回と数える)

5 委託料の額及び契約期間

(1) 委託料の額については、次のとおりとする。

① 運賃

1件あたりの額で認可運賃より、実費相当額480円(利用者負担)を差し引いた額(※認可運賃は保証する)。

② 介助料

1件あたりの額で「那覇市高齢者外出支援サービス事業」受託者募集要領の「I 事業概要4事業内容(2)受託者が行う事業内容について」の③～⑤のサービスに対する額。

※片道1件あたりの介助料を、予定価格(消費税を含む)の範囲内で落札した額とする。

(2) 委託料の支払いについて

(1)の委託料は、実績に応じて翌月に支払うものとする。

(3)受託期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

Ⅱ 応募条件等

1 応募資格

(1) 応募者は、次の条件の全てを満たす者とする。

① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

② 沖縄県内で事業実績が2年以上あること。

③ 法人市民税等を完納していること。

④ 消費税を完納していること。

⑤ 賃金不払等社会的不正行為がないこと。

⑥ 業務執行において不正行為がないこと。

⑦ 経営及び信用の状況が良好であること。

⑧ 営業に必要な許可又は認可等を得ていること(※距離制運賃480円以上の運賃収受が可能なもの)。

⑨ ストレッチャー対応型車両1台、車イス対応型車両5台を含む計6台以上の移送車両を保有していること。

※ ストレッチャー、車イス両者に対応可能な車両を保有している場合にも、計6台以上の移送用車両を保有していること。

⑩ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(令和3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団関係者に該当しないこと。

(2) 応募に関する留意事項

① 申請に必要な費用は、その者の負担とする。

② 申請書に虚偽の記載をした者は入札参加資格要件を満たさないものとする。

③ 令和6年3月11日(月)午後5時15分までに「2 提出書類」を提出しなかった者は、入札参加資格要件を満たさないものとする。

2 提出書類

(1) 入札参加申請書(第1号様式)

(2) 誓約書(第2号様式)

(3) 事業概要(第3号様式)

(4) 担当予定者の経験及び資格(第4号様式)

(5) 移送サービスに関する実績及び内容(第5号様式)

(6) 定款又は寄付行為及び登記事項証明書(コピー可)

(7) 納税(完納)証明書(原本)

- (8) 消費税(完納)証明書 (原本)
- (9) 直前1年分の決算書 (コピー可)
- (10) 営業許可証または認可証 (コピー可)
- (11) 移送用車両の車検証 (コピー可)
- (12) 車両の運行によって生じた利用者その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類(任意保険等) (コピー可)
- (13) 移送用車両の写真(前面・後面・両側面・内部 各1枚 計5枚)
※内部は、車イス・ストレッチャーの固定できる機能がわかるような写真。後面は、スロープ又はリフトが確認できるような写真。

3 日程

(1) 募集要領の配付

日時:令和 6 年 2 月 26 日(月)から令和 6 年 3 月 11 日(月)

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分(ただし、12～13 時、土・日曜日は除く)

場所:那覇市役所 本庁舎 2階 ちゃーがんじゅう課

在宅福祉グループ(27 番窓口)

(2) 質問の受付

質問は、別紙様式にてメールで送付すること。期限は令和 6 年 3 月 1 日(金)午後 5 時 15 分までとする。回答は、令和 6 年 3 月 8 日(金)までに「IV その他 1 本件にかかる照会先」に記載あるメールアドレスへ連絡のあった全事業者へ送信する。また、市側より内容に関する照会を行うことがある。

(3) 申請書等の提出

「2 提出書類」を令和 6 年 3 月 11 日(月)午後 5 時 15 分まで(ただし、12～13 時、土・日曜日は除く)に提出すること。

※提出先:那覇市役所 本庁舎 2 階 ちゃーがんじゅう課 在宅福祉グループ(27 番窓口)

(4) 入札参加資格要件確認

申請書等を提出した者が入札参加資格要件を満たしていないことを確認した場合は、令和 6 年 3 月 14 日(木)までに入札参加資格要件不適合通知書により通知する。

(5) 入札日

日時:令和 6 年 3 月 21 日(木) 午後 2 時から

場所:那覇市役所 本庁舎 12 階 会議室 1201 A

この募集は、令和 6 年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、本入札案件は、令和 6 年度当初予算成立後に効力を生じる案件である。那覇市議会により当初予算に係る議決が延期又は否決された場合は、入札を延期又は中止する場合がある。

Ⅲ 入札注意事項等

1 入札心得

- (1) 入札者は「那覇市高齢者外出支援サービス事業」受託者募集要領を熟読のうえ、入札しなければならない。
- (2) 郵送による入札は認めない。
- (3) 入札書には、片道1件当たりの介助料(消費税込み)を記載すること。
※介助料とは、那覇市高齢者外出支援サービス事業」受託者募集要領の「I 事業概要 4事業内容 (2)受託者が行なう事業内容について」で記載している内容すべてを含んだものから、認可運賃を除いた額のこと。
※実費相当額は除いて明記すること。
- (4) 入札書、又は委任状は、所定の様式(※募集要領に添付有)を使用しなければならない。
- (5) 代理人が入札に参加するときは、入札前に委任状を提出しなければならない。委任状のない入札は無効となる。委任状には、代表者の登録印鑑届出印と代理人の印を押印し、入札書には委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用しなければならない。
- (6) 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (7) 入札者は、入札書を一旦入札箱に投函した後は、開札の前後を問わず、引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
- (8) 入札参加者が所定の時刻に遅れたときは、入札を認めない。ただし、他の入札参加者の投入が始まるまでの間は、この限りではない。

2 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等 に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

3 入札の無効

- (1) 入札に参加する資格を有しない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
- (4) 入札者が他の参加者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の代理をした入札
- (5) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札

- (6) 入札書の表記金額を訂正した入札または¥マークの記載がない入札
- (7) 入札書に記名押印を欠いた入札
- (8) 誤字、脱字などにより意思表示が不明瞭で判別できない入札
- (9) 入札書の日付を欠いた入札又は入札の年月日と合わない入札
- (10) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (11) 再度入札(2回目・3回目の入札)の前の入札に不参加の者がした入札
- (12) 郵送による入札
- (13) 落札の件数制限に違反した入札
- (14) 住所、商号若しくは代表者印又は届出印と異なる内容が記載又は押印された入札
- (15) その他入札に関する条件に違反した入札

4 落札者の決定

入札を行った者のうち、**予定価格(消費税を含む)の範囲内で最低額の入札をした者**を落札者とする。(1 回目入札で落札にいたらない場合、その場で再入札を行う。入札執行回数は、3回までとする。)

ただし、落札者となるべき者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その他の者を落札者とする事ができる。

5 同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定

落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合、入札者はくじを引くことを辞退することはできない。当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

6 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し、又は不穩の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

7 契約

市は、落札した者と委託契約を締結する。

契約期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

8 契約の解除

那覇市は、受託者が次のいずれかに該当すると認めるときは、契約を解除する。
この場合、受託者に損害が生じてもその責めを負わない。

- (1) 正当な理由がなく契約を履行しないとき。

- (2) 契約の履行について重大な過失又は背信行為があったとき。
- (3) 契約の履行に際し、本市の指示に従わず、又はその職務を妨害したとき。
- (4) その他契約に違反する行為をしたとき。

9 賠償責任

受託者は次のいずれかに該当したときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。

- (1) 受託者が契約の履行に関し、利用者、那覇市又は第三者に損害を与えたとき。
- (2) 契約が解除された場合において那覇市に損害が生じたとき。
- (3) 交通事故又はその他原因による、人身、物件等に損害を与えたときは、受託者は、自己の責任においてこれを現状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

10 異議の申立て

- (1) 入札参加者は、入札後、この心得、仕様書及び契約書案等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

IV その他

1 本件にかかる問い合わせ先

那覇市 福祉部 チャーがんじゅう課 在宅福祉グループ

TEL 098-862-9010(直通)

FAX 098-862-9648

メール naha_h_tya-gan001@city.naha.lg.jp

上記アドレスへ連絡いただいた事業者へ、提案に必要な様式(Microsoft Word)を添付して、返信します。

※上記アドレスへは、件名、担当者名、連絡先、メールアドレスをご記入の上、ご連絡いただくようお願いいたします。

(第1号様式)

入札参加申請書

「那覇市高齢者外出支援サービス事業」受託者募集要領に基づき申請書を提出します。

那覇市長 宛

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

T E L

F A X

E-mail

担当者氏名

添付書類

- A. 誓約書(第2号様式)
- B. 事業概要(第3号様式)
- C. 担当予定者の経験及び資格(第4号様式)
- D. 移送サービスに関する実績及び内容(第5号様式)
- E. 定款又は寄付行為及び登記事項証明書 (コピー可)
- F. 納税(完納)証明書 (原本)
- G. 消費税(完納)証明書 (原本)
- H. 直前1年分の決算書 (コピー可)
- J. 営業許可証または認可証 (コピー可)
- K. 移送用車両の車検証 (コピー可)
- L. 車両の運行による生じた利用者その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類(任意保険等) (コピー可)
- M. 移送用車両の写真(前面・後面・両側面・内部 各1枚 計5枚)

(第2号様式)

誓 約 書

この度、貴市的那覇市高齢者外出支援サービス事業に入札するにあたり、必要書類を提出し、入札に参加することが決定しました場合には、貴市における入札の諸規定を遵守するにあたり公正な入札をいたします。

もし、下記事項に該当した場合は、貴市の入札参加資格の取り消しを受けましても何ら異存はありません。

以上、誓約いたします。

記

- 1 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するに至ったとき
- 2 虚偽又は不正な方法により参加が明らかになったとき
- 3 那覇市高齢者外出支援サービス事業受託者募集要領中、「Ⅰ事業概要Ⅱ応募条件等」に定める条件を欠いたとき

以上

令和 年 月 日

那覇市長 宛

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

(第3号様式)

事業概要

1 事業実施方法

2 移送用車両の特徴について

3 事故等の緊急時の対応策

(注) できるだけ簡潔・具体的に記入して下さい。(枚数はA4縦・1枚以内とし、1行40文字以内で12ポイントをお願いします。)

(第4号様式)

担当予定者の経験及び資格

1 事務所の場所

住所 _____
電話 _____

2 実施体制

(組織体制図)

--

3 担当予定者

氏名	担当職種	実務経験年数	資格	備考

移送サービスに関する実績及び内容

1 サービスの実績

サービス開始年月日	昭和・平成 年 月 日	サービスの継続年数	年
年間の平均移送回数	回/年		

※年間の平均移送回数を求める際、少数点は四捨五入して下さい。

2 委託に関する実績

	事業名	時期	委託市町村名又は病院等	概要	備考
1		～ 年 月 年 月			
2		～ 年 月 年 月			
3		～ 年 月 年 月			
4		～ 年 月 年 月			
5		～ 年 月 年 月			
6		～ 年 月 年 月			

入 札 書

1 件 名 那覇市高齢者外出支援サービス事業

2 入札金額

	千	百	拾	円

ただし、消費税込みの金額とし、上記のとおり入札しました。

令和 年 月 日

那覇市長 宛

住所

商号

代表者氏名

印

代理人氏名

印

(注) 1 片道1件当たりの介助料を記入してください。

2 入札金額はアラビア数字を用い、その頭部に「¥」を記入してください。

委 任 状

令和 年 月 日

件名 那覇市高齢者外出支援サービス事業

上記の応募に関する一切の権限を次の者に委任します。

那覇市長 宛

受 任 者 住所

氏名

印

委 任 者 住所

商号又は名称

代表者氏名

印